

平成二十三年会計検査院規則第七号

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に關し必要な事項を定める規則  
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(平成二十三年法律第九十一号)の施行に伴い、及び会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第三十八条の規定に基づき、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に關し必要な事項を定める規則を次のように定める。

(会計検査院法の規定の適用)

第一条 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律(以下「緊急措置法」という。)第八条第五項の規定による会計検査院法の規定(中表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)

第十條 予平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に關する法律の施行に伴う会計検査の実施に關し必要な事項を定める規則(平成二十三年会計検査院規則第七條)において「規則」という。以下「規則」という。)

同法第五條(同平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に關する法律(平成二十三年法律第九十一号)以下「緊急措置法」という。)第八條第五項の規定により読み替えて適用する法律第三十條

第二十三條(予規則第一條第一項の規定に關する法律第三十二條)及び同法第三十條(予規則第一條第一項の規定に關する法律第三十二條)を含む。

Table with 4 columns: Item No., Description, Reference, and Application. It details the application of Article 5 of the Accounting Inspection Act to the Accounting Inspection Rules, covering items like 'Outstanding Employees' and 'Outstanding Funds'.

Table with 4 columns: Item No., Description, Reference, and Application. It details the application of Article 8 of the Accounting Inspection Act to the Accounting Inspection Rules, covering items like 'Outstanding Funds' and 'Outstanding Personnel'.

Table with 4 columns: Item No., Description, Reference, and Application. It details the application of Article 10 of the Accounting Inspection Act to the Accounting Inspection Rules, covering items like 'Outstanding Personnel' and 'Outstanding Funds'.

第十二 条第一 項	出納職員等	出納職員	規則第三条の規定により読み替えて適用する第一項
第十六 条第一 項	予算執行職員	予算執行職員（緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する予責法第二条第一項に規定する予算執行職員をいう。以下同じ。）	予責法第二条第一項に規定する予算執行職員をいう。以下同じ。）
第十七 条第一 項及び 第九 条	（同法第八条第九項） 第二項において準用する場合を含む。）の規定により、予算執行職員又はその上司（以下この節において「予算執行職員等」という。）	緊急措置法第十五条に規定する主務大臣及び予算執行職員	予算執行職員等送付し、予算執行職員等
第十七 条第二 項	前条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第一項	予算執行職員等
第十七 条第三 項	予算執行職員等	規則第三条の規定により読み替えて適用する第一項の規定	予算執行職員
第十七 条第三 項	予算執行職員等	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第三項	予算執行職員
第十七 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員

第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員
第二十 条第一 項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六項	予算執行職員

この規則は、緊急措置法の施行の日から施行する。

附則（平成二九年三月三〇日会計検査院規則第二号）抄

1 この規則は、平成二九年四月一日から施行する。

附則（令和元年二月一三日会計検査院規則第二号）抄

1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

附則（令和二年二月二五日会計検査院規則第八号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

む。次条において同じ。）